

自傷・他害などの行動障害を抱える児童の一時保護を通じて
— 見えてきた課題と取組 —

発表者所属・氏名 東部児童相談所 家庭支援第一班 主幹 小松 隆
技師 田中 遥久

キーワード:障害児支援、福祉サービス、官民連携

I はじめに

児童相談所の業務において、知的障害を理由とした自傷・他害行為などの行動障害のある児童の一時保護対応には多くの困難が伴っている。

本発表は、県内の現況から直面した困難事例や課題を整理し、よりよい支援に繋げるための取組や、児童相談所としてどのように対応すべきか考察を行った。

II 方法

令和7年度に東部児童相談所管内で発生した困難事例(※)の振り返りを行うとともに、①石巻市内にある社会福祉法人と共に一時保護の協力態勢と、②管内の基幹相談支援センターとの連絡会議を行い、障害児の一時保護の困難な状況について理解をいただくとともに、地域の支援機関が介入している児童の状況や、対応に苦慮している事例の把握等、情報共有及び意見交換を行った。

※事例については内容を加工している。なお、当該家庭より事例発表について同意は得ている。

III 活動内容

(1) 行動障害のある児童の一時保護委託事案の振り返り

①現状の課題

②よりよい支援に向けた考察

(2) 社会福祉法人の一時保護委託に係る協力態勢

①令和2年から運用している対応フローやアセスメント事項に基づき、ケース概要の共有

②法人内事業所の連動による受け入れ

③一時保護委託後の次なるサービス利用へのつなぎ

(3) 管内の基幹相談支援センターとの連絡会議

相談支援事業所のコーディネート等を行う基幹相談支援センターとの情報共有、意見交換

①障害児の一時保護の難しさの共有、理解、協力要請

②管内のケアニーズの高い状況や対応に苦慮するケース等について共有

IV 考察

支援取組を通じ、振り返りを行う中で、行動障害を抱える児童の一時保護にあたっては、施設設備といったハード面及び施設の職員体制といったソフト面で解決が難しい課題がある。

児童相談所としては、児童の特性に応じた支援を検討するにあたり、特性による行動が増幅されるといった二次障害への配慮や支援内容が児童の最善の利益に即したものとなっているかの視点が重要である。

V おわりに

児童の最善の利益を第一に考えることを大前提とし、日頃から地域の関係機関同士でそれぞれが有する機能や役割、課題を共有することで、一時保護などの緊急時に対応できる態勢を整えておくことが重要である。また、現在福祉型障害児入所施設に入所している児童の成人施設移行のケースワークを進め、定員に余裕を確保していくことも、適切な一時保護や支援につなげる上で重要である。

児童相談所としては、「どのようにすれば児童の最善を叶えられるのか」という視点を持ち続け、支援の方法を模索しながら業務に取り組んでいく必要がある。

VI 引用文献

なし